

会 議 録

会議名称		第3回つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）制定についての懇談会		
開催日時		令和7年(2025年)4月9日 開会 13:30 閉会 14:40		
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 職員研修室		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	川島 映利奈、末森 明夫、沼尻 由美、江藤 睦、井口 正樹、篠崎 純一、菅野 慎也、武田 真浩、原口 朋子、飯島 弥生、新谷 幹英		
	事務局	障害福祉課 : 岡田課長、中村課長補佐 障害者地域支援室：飯田室長、豊島主任主査、片桐主査		
欠席委員		後藤 真紀、田邊 佐貴子		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	4人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開 会			
	2 あいさつ			
	3 協議内容	つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例についての意見交換（パブリックコメント実施後）		
	4 その他			
	5 閉 会			

<会議内容>

1 開会

○ 事務局（飯田室長）

定刻を少し過ぎてしまいましたが、第3回つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）制定についての懇談会を開催いたします。本日はお忙しい中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。今回進行を務めさせていただきます、本年度より障害者地域支援室の室長となりました飯田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。議事録の作成にあたりまして本会議内での発言内容は録音させていただいております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

（マイクの操作方法を説明）

それでは会議の次第に従いまして進めさせていただきます。委員の方も今回一部変更がありましたので、そのことを最初にお伝えさせていただければと思います。社会福祉協議会の方から、吉田委員に前年度まで出ていただいていたところ、今年度より菅野委員に変更になっておりますので、ご挨拶いたします。

○ 菅野委員

今のご紹介にありました、つくば市社会福祉協議会の菅野と申します。前任の吉田から、後任として引き継がせていただきました。委員としてしっかり務めたいと思いますので、何卒どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局（飯田室長）

菅野委員、ありがとうございました。続きまして、本会議の開催にあたりまして、つくば市障害者自立支援協議会において、座長代理としてご協力をお願いしていただいております飯島副座長の方よりご挨拶をお願いいたします。

2 挨拶

○飯島副座長

皆さんこんにちは。いつもお世話になっております、飯島です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。この懇談会も昨年度9月、10月と、2回ほど開催をさせていただいて、皆さんから貴重なご意見を賜れたんじゃないかなと思っています。

ます。懇談会としては本日３回目ということで、最後になると伺っております。本日、事前に資料等でご案内もあったかと思いますが、パブリックコメントを中心とした最終調整の意見ということになりますので、活発なご意見等いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局（飯田室長）

ありがとうございました。それでは、つくば市障害者自立支援協議会設置要項第５条第２項において、座長は協議会を代表し会務を総理する及び同要項第５条第３項において、副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理するとなっておりますので、以後の進行につきまして、飯島副座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

３ 協議事項

○ 飯島副座長

はい、それでは始めさせていただきます。まず始めに会議の公開についてお知らせいたします。本会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により公開といたします。傍聴者の方に申し上げます。つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例施行規則第７条の規定により、写真、動画撮影、録音等はないこととされておりますので、よろしくお願いいたします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

（拍手）

ありがとうございます。それでは、協議に入ります前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局（飯田室長）

それでは、資料の方の確認をさせていただければと思います。まず今回の懇談会の次第がまず１部ございまして、あとは第３回条例制定プロジェクト会議資料というものがございまして、その中で、１ページめくっていただいたところで目次があるんですが、パブリックコメント実施結果の報告書の案、こちらの今回制定を目指している条例の案、あと今後の予定が書いてある冊子が１部あります。お手元に資料がない方とかいらっしゃいますでしょうか。すいません、あと名簿

ですね、失礼しました。全部で3点なんですけども、足りないとかそういったことございますか大丈夫でしょうか。大丈夫であれば先に進めさせていただければと思います。

○飯島副座長

飯島です。それでは次第の3、協議内容に移っていききたいと思います。つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例についての意見交換（パブリックコメント実施後）ということで、本日はパブリックコメントの実施結果の報告と条例案の内容についての協議になります。この2点について、皆様からこの後協議をいただきたいと思います。それではつくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例についての意見交換について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（片桐主査）

障害者地域支援室の片桐です。それでは説明をしてまいりますので、どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。皆様にお配りしておりますこちらの第3回条例制定プロジェクト会議資料を用いて説明を進めてまいります。1ページをめくっていただいて最初の目次のところですね、先日実施をしましたパブリックコメントの意見募集の結果の報告書の案、あとは、条例の案とですね、今後の予定を掲載しているものです。

はじめに、パブリックコメント実施結果報告書案について説明をしてまいります。2ページをご覧ください。意見集計結果のところなんです、今年の2月10日から3月10日までの間意見募集を行いまして、10人の方から57件の意見のご提出がありました。これらの意見について適宜要約した上で項目ごとに整理して、それに対する市の考え方を以下まとめておりますので、それを公表するものとしております。提出方法別の人数ですが、10人いずれも電子申請による申請となっております。では、意見の概要及びそれに対する市の考え方としまして、まずは条例全体についての意見概要と、それに対する市の考え方について説明をしてまいります。

なお時間に限りがございますので、すべてという形ではなく、一部ご説明をまとめながら進めてまいりますので、ご了承くださいければと思います。

こちらは条例と全体に及ぶものとした項目ですが、2番、庁内窓口やイベントでタブレット端末を用いた文字拡大や音声読み上げなどを活用するための計画を具体化し、条例においても推進方針として明文化をして欲しいというものです。こちらにつきましては市の考え方としまして、本条例案は、市の理念的事項を明確にするためのものとしており、具体的な施策については、つくば市障害者プラン改訂版に基づき施策を総合的に実施をしていきますという考え方としております。続いて3ページ目ですね。3番の条例に多言語ややさしい日本語など多様な言語的支援を推進し、障害の部分や国籍にかかわらず、誰もが市のサービスにアクセスできるように明文化をして欲しい。また、防災情報など緊急時にこそ、多言語ややさしい日本語の整備を優先的に図って欲しいというご意見のご提出がありました。こちらにつきましては、類似したご意見がこの後様々出てくるのですが、まずは児童、外国人と、その障害のある方に対してわかりやすい簡易な表現を用いたわかりやすい版の作成と発信や周知に取り組むものとしております。その次5番、条例に防災や災害時の情報発信を拡充する条文を入れ、手話や字幕、拡大文字、音声コードの活用など多様な情報手段を組み合わせることを明記して欲しいというものです。防災、災害時の対応に関することはこちらの項目以外にも様々ございました。ただこちらにつきましても、先ほども述べましたが、本条例は市の理念的事項を明確にすることというものとしておりますので、具体的な施策についてはつくば市障害者プラン改訂版に基づいて進めていきますということを市の考え方としております。続いて5ページをご覧ください。

13番ですね、条例名が複雑であり情報コミュニケーション条例とした方が様々な施策を反映しやすいのではないかというご意見もございました。確かに少し条例名が長いという印象を皆様お持ちなのかなというところなんです。市の考え方としては、条例が制定されることで、障害者による情報の取得、利用の促進していくことを示していきますと、その上で、その条例名によらず様々な施策を反映できる取り組みを進めていくことを想定していますと、というものでございます。続いて14番ですね、こちらも防災に関する話題となりますが、水戸市の同様の条例に災害時の対応についての記載があったので、この条例にも記載する必要があるのではというご意見でございました。本条例に明記はございませんが、災害時の情報取得については、関係各部署、担当部署と協力しながら進めていきますということとしております。次に15番、第8条を設け条例の進捗状況、施

策の効果を確認するため市民等を含む協議会を設置し、年に1度以上これを開催するという部分を追加することはどうかというご意見がございました。こちらにつきましても繰り返しになりますが、本条例は理念的事項を明確にするということとしておりますので、具体的な取り組み、施策等については障害者プラン改定版に基づいて進めていくものとしております。続いて6ページをご覧ください。次は条例の前文についての項目です。前文中に、障害者にとって可能な限りという文言はございますが、この可能な限りを障害者もとしてはどうか。可能な限りを付けることにより、実現しなくてもよいのではと解釈される可能性があるので削除してはどうかというものでございました。市の考え方としましては、可能な限りという文言は、その法律の文言をですね、引用しているものとなりますが、実現しなくてもよいという解釈がなされないようにこちらも適切な周知啓発に努めていくことを想定しております。続いて定義についてです。こちらは条例案第2条に関するものです。7ページ目ですね。2番、市民を市内に在住し、在勤しまたは在学するものと定義していますが、外国人住民特に日本語に不慣れな障害者その家族への配慮が掲載されていないというご指摘でございました。こちらとしては、市民という言葉には外国人住民、日本語に不慣れな障害者の家族などの様々な背景を持つ人を含むものとして考えております。続いて、次の基本理念についてに移ります。こちらは第3条の規定です。先ほどの前文のところにも同様の意見がございましたが、可能な限りをつけることによって実現しなくてもよいと解釈される可能性があるので削除しても良いのかなというものでございます。こちらにつきましても、実現しなくてもよいという解釈がなされないように適切な周知啓発に努めてまいります。次に8ページ目をご覧ください。事業者の責務について、こちらは条例の第6条に規定されているものでございます。障害者差別解消法の改正により、昨年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。条例中に使用されている配慮が単純な配慮ではなく、当事者の権利性を背景にも使う概念である点から合理的な配慮にすべきであるというご指摘でございました。こちらについては、本条例案にございますその配慮というものがですね、この障害者差別解消法に規定されている行政機関等及び事業者は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備などなどに努めなければならないとされておりますので、それに基づく配慮ということ条例の中で表しておりますの

で、そのように解釈できるのではと考えております。ただ、ご指摘いただいたことにつきましては、適切な周知啓発を進めていく上で参考とさせていただきたいと思います。続いて施策の実施についてです。こちらは条例案の第7条に規定されている内容です。9ページ目ですね。5番のところですが、本条例作成に参考された水戸市と笠間市の条例には、災害時のその情報取得に関する内容が明記されていて、つくば市においても明記して取り組んでいただきたいというものでございました。こちらについても先ほどございましたが、明記はないですが災害時の情報取得については、関係する担当部署を協力しながら進めてまいりますということとしております。以上が条例の中身に関するのですが、次に条例に関するその他のご意見、要望等に移ります。同じ9ページにあります、1番、条例案の基本理念にある合理的配慮が実効性を持つようこちらに書いてある様々な取り組みキャンペーン研修会等の開催を計画的に行い、条例施行後の具体的な策を講じてくださいというものでございます。具体的な施策については、先ほどの障害者プランに基づいてというくだりに関連する部分もあるかと思いますが、条例の趣旨を踏まえ検討してまいりたいと考えております。では続いて2番ですね。条例の進捗状況施策の評価、新たな施策等の動きを確認する期間の位置付けが必要では。国のその法律を見ますと、その中で関係者による協議の場を設けることとし実効性を持たしている。また、衆議院のその附帯決議においては、相談窓口の設置を検討することとあるので、本条例に実効性を持たせるため協議機関ないし窓口を設置していただきたいというものでございます。こちらは同様の意見が5件ほどございました。市の考え方としましては、衆議院のその附帯決議は国による取り組みの位置付けで、国としての取り組みの違いの話にはなるんですが、当市では特にその専用の窓口設置は考えてはいないんですが、担当部署において今後も総合的な相談窓口として様々な意見を伺える旨を周知してまいりたいというふうに考えております。続いて10ページをご覧ください。3番、この条例をもとに合理的配慮の助成制度などを活用した施策を進めてくださいというのですが、こちらも同様の意見が5件ほどございました。市の考え方としまして、つくば市では平成30年度より市内にある事業者等を対象とした合理的配慮の補助金といったものを実施されております。今後その補助金制度がより活用しやすくなるように、具体的な活用例を示すなどして引き続き周知に努めてまいりたいというふうに考えております。次に4番ですね。要約しますと障害児と

いう言葉が明示されていないということになりますが、確かに本文中に明記はされてはいないんですが、障害のある未成年の方を含め施策に取り組んでいくことを市としては想定をしております。次に5番ですね、知的障害、外国人などでも理解できるわかりやすい版の解説を作成してくださいというものですが、こちらでも同様のご意見が6件ほどございました。市の考え方としては、条例の内容を多様な背景を持っている市民にご理解いただけるように、様々な形で示していくことが必要と考えております。条例の適切な周知啓発を進めていく上で、参考とさせていただきたいというふうには考えております。続いて6番ですね。この条例を制定することにより、市に寄せられたコミュニケーションに関する要望が改善されるかという視点で点検をして欲しい。例えばこの条例ができることで、こういったことが必要になりますという案内を庁内各課においても無関係ではないことを周知するための補助文書があれば良いと考えるということでございます。こちらについては、庁内各部署に実際の取り組みに関することについて文書で周知するとともに、説明の場といったものは設けてはいますが、今後も必要に応じ全庁的に取り組めるよう周知等に引き続き努めてまいります。続いて11ページ目、その他条例以外の意見要望についてですが、こちらはかなり具体的な内容が続いておりまして、一つご意見として参考とさせていただいているものでございます。以上パブリックコメントでいただいたご意見の意見概要、その件数及び市の考え方について説明をさせていただきました。

それを踏まえまして、今回パブリックコメントにおいて様々なご意見をいただいておりますが、条例の内容につきましては、修正はないものとして進めてまいりたいというふうに考えております。

13ページから16ページまで条例の案が掲載されておりますが、こちらはパブリックコメントの意見の募集を行った際と同様のものとなっております。こちらを最終案というような形で想定はしております。

最後に17ページ目をご覧ください。今後の予定を最後に皆様と共有をさせていただきます。まず、来月の5月中の予定ですが、6月の定例会議、つくば市議会定例会の6月定例会会議に本条例案の最終案を提出できるようにと考えております。その次、今年の6月6日から20日の2週間パブリックコメント実施結果の公表を予定しております。条例制定に必要な手続きを経て、6月中、または7月以降、議会の議決等を踏まえて条例の公布、施行を予定しております。私か

らの説明は終わりとさせていただきますので、よろしくお願いします。

○飯島副座長

ありがとうございます。先ほど事務局から説明がありましたパブリックコメントの実施結果の報告に関するご意見、今後これが公開されていくということですので誤字等も含めてご意見をいただければと思います。併せて条例案が後半に示されているかと思しますので、そちらに関しても最終のご意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。江藤委員お願いします。

○江藤委員

江藤です。5 ページ 15 番と 10 ページの、9 ページから続いて 2 番、どちらも条例の実効性を担保するために検討する、もしくは、報告する、そういったような何かの手段を一つというような形で書かれていると思います。割と人間やったらやりっ放しになりがちなところがあるので、せつかく条例を作ったのならその条例の実効性がきっちり担保できるように、どんな施策が新しく行われたのかとか、どういう施策をしてこういう効果があったのだといったようなことがはっきりわかるように年に 1 回ぐらい、協議会とかっていうのは、行うかもしれないですけれども、報告会でも何でもいいので、何かしらのチーム、説明できる形を確保して欲しい。それをできれば条例に示しておいていただいて、実効性を担保する部分ですので、理念上、十分必要な内容ではないかと思うので入れて欲しいなというふうに思いました。いかがでしょう。

○飯島副座長

事務局。よろしいですか。

○事務局（飯田室長）

障害者地域支援室の飯田です。今ご意見いただいたところではあるんですけども、個別の施策的なものに関してはこちらのパブリックコメントの回答でも書かせていただいているような感じで考えておりまして、障害者計画、障害者プランというものが実際にありまして、その中で施策というものを出して、かつ年次で評価をしていくという仕組みがございますので、その中でこの理念に沿った内容の

施策というものを評価していけるような形をとりたいなというふうに考えているところです。

○江藤委員

よろしいですか。割とですね、行政の懇談会とかにも出るんですけども、セレクションされた事業が出てきて、最終的に新しい政策がどうこうっていうのは多分、障害福祉課の内部で検証されることになってしまうのではないのかなと思うんですよ。我々できれば後を知りたいです。どんなことが起こって、どんなことがなされたということが。検討していきます、検証していきます、誰がやるんですか。そこなんですよ。我々一般市民であつたり、障害当事者であつたり、その人たちが不満に思うような施策しかできていなかったら、それは条例をせっかく作ったのに有効であると言い難くなってしまう。そういうことを考えたら、きちんと検証する委員会なり何なりを設置した方が良いのではないか、最悪、こんなことをやりましたというのを全部公表する、こういう要望があつてこういう対応しましたっていうのが全部公表されるのであれば、それはまたそれでいいのかもしれない。委員会とかを作るのは大変だと思いますので。でも、私たちはどんなことが行われて、どんなふうに改善されたのかを知りたいです。それは障害当事者でも、そうじゃない人でも、きっと市が本気で改善してくれているんだというのを見るいい機会になると思う。私たちだけが興味を持っているわけではないのだということをちょっと考えていただけたら。そして、それが条例の中にしっかり明記されていないと八潮のパイプみたいにあいて落っこっちゃったりします。作ったら作ったでほったらかされてしまった水道管や下水管と同じようになってしまいます。そうならないようにいろんな人がいろんなところから見ていく必要があると思ったので。たった10件しかないパブコメの中に6件含まれているということを考えていただきたいなと思います。

○飯島副座長

はい。今の江藤委員からの意見に対して他の委員の方からは何かございますか。末森委員お願いします。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

NPO 法人つくば市ろう者協会の末森です。条例の制定準備に関しまして、これまで障害福祉課、また、地域支援室の皆様方にご尽力いただきましたことに感謝申し上げます。そして先ほど江藤様からご意見がありました。そちらについて私からも補足させていただきたいと思います。皆様ご存知の通り、つくば市は 2022 年にスーパーシティの指定を受けました。スーパーシティの担当というのは、内閣府の方の中にあります。一昨日ですね、担当部局に電話をしました。今は聴覚障害者でも電話リレーサービスという制度を使いまして電話をかけることができます。そちらの担当の方が手話通訳士で、これは非常に驚いたことでありましたが、担当の方がつくば市はスーパーシティの指定を受けていると。それに伴っていろいろな規制の緩和を受けているということなので、ぜひこの障害者情コミ条例の制定をきっかけにして、ICT を活用して全国のモデルケースになるように障害者の情コミ支援の事業をスマート事業の中に加えておく。そして、令和 8 年度に応募して欲しいというコメントをいただきました。障害福祉課、それから障害者地域支援室の話し合いの中にぜひですね、内閣府のその担当としても応援したいというお話もちょうだいしました。こういう話がございましたので、理念条例としての性格ということは十分理解しております。その上で、実効性を持たせた事業を、スマート事業の中に盛り込むのか、障害者地域支援室の職員の方が、気持ちよく働けるような方法を一緒に考えていくことができればと思っております。以上です。

○飯島副座長

はい。ありがとうございます。少しまた江藤委員とは、ちょっと違う視点でのいわゆる実効性を少しこの部分だけではっていうところでしょうかね。お二人の共通意見としては。ほかご意見はいかがでしょうか。

○井口委員

すいません。今更というか私が理解できてないところがあるんですけども、今条例を考えていって、条例は理念だけを示してる、具体的なところはこのプランに書かれているというところで、普通に考えると条例が先にあって、大枠みたいなのがあって、そのあとに具体的なプランみたいのができるのかと思ってたんで

すけれども、このプランっていうのは昨日ちょっと僕もネットで見て、もう大きいPDFファイルがあるんだなとわかって、もし、すでに説明をされてたら私が聞き逃してたんだと思うんですけれども、何かこの経緯みたいのを聞きたいなというのと、今話題になってる、作ったら作りっ放しでなくっていうところに関連すると、このプランのこの条例には書かれてないということですけれども、このプランの方にはこう見直しますみたいなのは書かれているんでしょうかっていう2点だけちょっと簡単にお聞かせいただければと思います。以上です。

○事務局（飯田室長）

障害者地域支援室の飯田です。今、井口委員からご質問のあった内容についてなんですけれども、ごめんなさい、ちょっと説明が足りなかったかもしれない失礼しました。障害者プランは年次計画としてずっと改定とかを繰り返しながら前からあるものでして、今回このような一理念としてのこういった条例が制定されるということになります。この条例が制定されることによってこういった理念を当然市役所の内部、市役所だけのものではないと思うんですけど、市役所、市民、事業者の皆さんにこういった理念を浸透させていくってということにはなるかと思しますので、当然その市の施策にも反映していく必要というのは生じますので、そこに関しては現行の計画、或いは今後の計画など、その計画の中では障害福祉課のそのような施策だけではなく、全庁的な施策、障害のある方に関する施策がずらっと並んでるようなものにはなりますので、その中でこのような条例もできているので、その辺の配慮というものをこれまでより一層強く打ち出していく必要があるというところは、条例制定によって生じますので、それを全庁的に共有をしつつ、よりよい計画にということで、今後の計画により色濃く強くというような形を想定はしているところです。

今後新しい計画の改定時期が当然ありますので、時期とかに合わせて、また、その以前にもですけども全庁的にこのような理念を浸透させていくというような形になるかとは考えております。

○井口委員

ありがとうございます。このプラン、計画の方には定期的に見直すみたいなの、今まで何をやって何ができてなくてみたいなのを公開するみたいなのことは書か

れているのですか。

○事務局（飯田室長）

障害者地域支援室の飯田です。そうですね、計画の方は策定したら策定しっ放しってことはありませんので、改定時期も当然見直しがありまして、現在改定ではない時期にも評価をする委員さんもいらっしゃるんで、そういう形の評価の場は設けてはおります。

○井口委員

はい、ありがとうございます。それは、今回条例にそういうことが書いてないのは、プランにすでに書いてあるから書いてないということですか。条例の方が上というか上位というかだと思うので、そういう大事なことは条例に書くべきとかそういうわけではないんですか。

○事務局（飯田室長）

飯田です。条例が上位っていうことで今お話いただいたんですけども、あくまで理念的なものということで、その中ですべてを記すというよりは、あくまでこういった理念に基づいて市の施策を実行していきますよっていう意味では、計画とかよりも上位にあるものというイメージではいるんですけども、その中で条例の実効性というよりは、そういった考え方に基きましようというようなものという認識でおりました。

○井口委員

はい、ありがとうございます。毎年というか定期的に見直しましょうみたいなのは、理念には含まれないという考えで入れてないということでしょうか。

○事務局（飯田室長）

飯田です。施策自体になりますと、やはり障害者プランのみでなくてその関係各所のものもきっといろいろ入ってくるものにはなるのかと考えますので、この条例の中ですべての評価というのはなかなか市としては難しい面もあるのかなというところもありまして、基本的には障害関係のことに関しては障害者プラン

の中で見直しや評価ということが行われているとは思いますが、それだけを書くというよりはもう少し広く理念として市全体に浸透させていくものがあるのかなと考えていて、今回、そのような表記にはさせていただいているところではありました。

○井口委員

はい。とりあえずありがとうございます。

○江藤委員

すいません、やっぱりきちんと実効性を持たせるために見直しだ、何とかしましょうよっていうのはやっぱり理念だと思うんですよ。理念条例であるのはいいです。障害者プランに合わせてっていうのはある程度は仕方がないと思います。ただ、やっぱり条例という立場上、プランよりは上位であるというのが私どもの、私の認識ですので、例えば条例でこういうふうに書いてあるのだから、プランはこうなってるけどもこういうふうに見直しました。そういったような何かが出てくるのではないかを期待しています。プランの計画として、改定される時期が令和9年からですよ。3年間で令和9年にならないと変わらない。その間、せっかく条例作ったのにプランの内容だけでやっていくのかというのはやっぱりちょっと釈然としません。せっかく作った条例ですので、そこを何かしら進んで欲しい。そのために検証して欲しい。検証する、報告する、そういったようなことがないと条例はお飾りになってしまうのではないかと思います。せっかく作ったんですから、プランにつてずっと書いてありますけども、もちろんプランに基づいて施策をやってくのは仕方がないことなんです。でも、プランの中でこれではないな、情報やコミュニケーションに関してこういうことが必要だなと思ったときにそれをこの条例をもとにして変えていくものなのではないかと私なんかは思うんです。プランって勝手に変えるわけにいかないと思うんですけどね、施策だけだったら何とかなるんじゃないかと思う。それが正しいかどうかというのは検証しなければ、勝手にやったことになっちゃうんですよ。検証しましょうよ。検証して、見直して、市民とともに育てていく条例であるという形にしておかないと本当に飾りになってしまうので。

○飯島副座長

はい。どうぞ、川島さん。

○川島委員

ほにゃらの川島です。理念は大切なことなので、江藤さんとか井口先生とかおっしゃってる通り、やっぱり念のため、これからのことを考えていくっていうのが基本的なことだと思うので、やっぱりこの理念、ベースになるもので、定期的に見直していくとか、社会情勢に合わせてアップデートしていくみたいなことを書いてないと、当事者として今までと変わらない、何か置き去りにされたままというか、困ったことが解消されないまゐろんなことが進んでいくんじゃないかなっていう不安みたいなのはあるかなと思いました。条例的にと法律法的にと難しいことはわかんないですけど、その一文が追加できない理由がよくわかんないです。

○江藤委員

条例を見直して欲しいわけではないんです。せっかくできた条例なので、条例は理念がしっかりしていればそんなに見直さなくてもいいだろう。だから、見直すべきは施策であって、どんな効果があって、どんなふうに改善されていったのかっていうことを検証する。そういうようなものがあつたほうがいいんじゃないか。それって立派な理念じゃないかなと思うので入れて欲しいなと思ってます。条例変えるなんて難しいこと言いません。

○飯島副座長

何かここにその文章が入ってくると、条例を見直しましょうっていう文章になってくるのではないかなというのがちょっと。こう理解したところで、ただ私も思うんですが施策とかをやはり見直しをかける必要があつて、施策の見直しというのは逆に協議の場というのはないんでしょうか。あるような気がするのですが、そういう場はあるということでしょうか。施策に関する協議の場。はい。多分、障害者プランの見直しだと、見直しの立案のおそらく工程を踏まれてパブリックコメントの公開から何から始まってっていう策定過程があるんですけど、さっき言ったようにプランにも載らないような、軽微なわけではないです

が、その時必要だっというような施策、例えばそれがつくば市の自立支援協議会
の場だったりっていうのもあるのかもしれないんですが、もしその他に協議する
場というのはまずあるでよろしいですか。そういう協議の場はあると思うんです
が、それとは異なるということでしょうか。

○江藤委員

それとは異なります。自立支援協議会っていろいろ話し合うこともたくさんあ
って、いろんな子、いろんな状況でケース会議が入っていたりとか、福祉のお店
の話が入ってて、いろいろあるんですけども、少なくとも施策全部を検証する
にはちょっと時間が足りないから、必要があれば自立支援協議会の中でプロジェ
クト会議としてこみみたいに、この条例の進捗状況を確認するプロジェクトとい
うのを別に立ててその中でやっていくのでもいいと思うんです。それでも、ここ
の条例に基づいて、新しく行われた施策がどんな効果があって、どういうふうに
改善されたのかということがはっきりオープンにできるようになっていけばいい
と思う。会議録は残りますので、そういったような形のものがないと、本当に
ほったらかしになっちゃう。あともう一つちょっと疑問に思ってるのは、議会通
ってからパブコメ公開なんですね。なんか順番が変かなと思ったんですけど 17
ページですけども、この辺りも普段からこういうものなのかわからないので、
疑問に思っただけなんで、そのあたりは後でいいんですけども、とりあえず
この条例に関する検討をしたい。この条例の内容ではなく、この条例で新しく
行われた施策に対する検証をしたら、私だけではなく、実際いろいろとお持ちに
なっている方達が不満不便を感じていたり、こんなところが直ったらいいなと思
ったりっていうことを持つて人たちにとって、それが一番重要なんじゃないか
なと思うんです。自分たちのこの不便は解消されるのかどうかかわからないのが人
間一番恐怖なので、それをクローズにされてしまうことが一番の脅威だと。

○飯島副座長

わかりました。今、パブリックコメントで今回いただいた回答案を今日は報告
をしていただけてますが、そこをもう少し意見の意味というか、目的に沿った回
答にした方がいいっていうのがまず第一ですね。そうすると、そこはちょっと事
務局と副座長の立場である私とで、ちょっと時間も来てしまいますので協議し

て、進めさせていただければと思いますが。そのほか、時間もなくなりつつありますが、ご意見ございますでしょうか。報告書案など、その先の条例案に関していかがでしょうか。

○事務局（岡田課長）

すいません、いろいろとご意見いただいてありがとうございます。協議の場というところでちょっと補足をさせていただければと思います。障害者プランは3年ごとに見直しをしております、毎年度施策や事業に対して進捗の評価を行っているものになります。今回載っている障害者プランにコミュニケーションの手段の確保と情報利用の円滑化ということで、コミュニケーション支援サービスの充実ということで条例の制定に伴ってこういうことをやっていきますっていうような文面を、今回、令和6年3月に出したものについて記入はしてあります。それに基づいて毎年度計画の進捗評価を行っておりますので、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化ということで、ここの施策の記入してある内容とかこのようなことを行いましたっていうことを障害者計画の策定懇談会の中で報告をしていってご意見をいただければということを考えております。

○飯島副座長

はい。ありがとうございます。すいません。私も一つだけ。これは井口委員にご参考に伺いたいんですが、今回パブリックコメントの結果報告書が図表になってらっしゃるかと思うんですが、読み上げ機能とかを使用した際にこの形式はどんなふうに読み上げられるのか、支障がないのかっていうのがもしわかれば教えてください。

○井口委員

市役所の方から送っていただいたものに関してはきちんと読み上げていたもので、それが何か市役所の方で何かやってくださったのかどうか分かりませんが、私がいただいてた資料はきちんと読み上げていました。ただ正直、市役所の中のサイトでも表が図になっていたりとかそういうのは多々あるので、ちょっと情報公開する方々はしっかりそこら辺、画面の読み上げ機能に対応してるかというのをきちんと把握していただきたいなと常々思っております。以上です。

○事務局（片桐主査）

井口委員ありがとうございました。事務局の片桐です。ちょっと補足をさせていただきますと、以前井口委員から図表など入っているとなかなか読み上げ機能が反応しないことがあるという旨お聞きしておりましたので、井口委員にお送りした資料につきましては、表形式ではなくてテキストのみを順番に並べる形で送らせていただいております。ただ、もし何かその機能によってはその表にしても読み上げるとか、もしございましたら、それをご参考にしながら先ほどの全庁的な取り組みの中でちょっと参考にしていければなと思っておりますので、適宜ご意見いただけるとありがたいなというふうに思いました。ちなみに今回そのテキストだけでお送りしてみたんですけど、何か支障とかそういったものは大丈夫でしたでしょうか。

○井口委員

井口です。とりあえず、いただいたものはちゃんと読めてました。表に関しては、表をおそらくエクセルとかで作ってるかと思うんですけども、そのエクセルのアプリからエクスポートというかPDF、エクセルのアプリでPDFを作る分にはきちんと読み上げるはずなので、よくあるのが、画像にしてコピペするとか、1回紙に印刷してスキャンするとかやられちゃうと文字情報がなくなっちゃって、多分画像になっちゃうんで、こっちでまたOCRかけなきゃいけなくなって訳わかんなくなるので、そこそこら辺だけ気をつけていただければと思います。以上です。

○事務局（片桐主査）

ありがとうございました。参考とさせていただきます。

○飯島副座長

ありがとうございます。私、お伺いしたかったのが、ページが外れた時に表題タイトルがないと思うんですが、タイトル行があった方が見やすいなと思った一方で、その読み上げ機能っていう使った場合に、ちょっともしかしたら不具合が出るのかなと思って伺った次第です。ありがとうございました。

4 その他

○飯島副座長

それでは、協議事項の次第4、その他についてに移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（片桐主査）

はい、事務局からです。今回いただいた内容につきましては、どのような形でパブコメの報告内容などを考えるかということにつきましては、副座長と相談しながら詰めさせていただいて、皆様に報告などして進めてまいりたいというふうに考えております。

○飯島副座長

はい。皆様、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。他に何かこの場でご発言等ある方いらっしゃいますか。すいません、今日ちょっと時間の関係上皆さんにご意見を伺うような場を作れず大変申し訳ありませんでした。それではこれで議事すべて終了となりますので、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

5 閉会

○事務局（飯田室長）

飯島副座長ありがとうございました。本日は限られた時間ではありましたが、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。以上をもちまして第3回つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例案の制定についての懇談会を閉会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

第3回つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する

条例（案）制定についての懇談会

日 時：令和7年4月9日（水）13時30分から

場 所：つくば市役所本庁舎2階 職員研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議内容

つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例について
の意見交換（パブリックコメント実施後）

4 その他

5 閉 会

つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する
条例（案）制定についての懇談会委員名簿（2025. 4. 1 現在）

R6年9月24日～R8年3月31日

No.	区 分	所 属	役 職・氏 名	備 考
1	障害者福祉団体等	自立生活センター ほにやら	代表 川島 映利奈	
2		つくば市聾者協会	代表 末森 明夫	
3		つくば肢体不自由児者父母の会	会長 沼尻 由美	
4		NP0 法人アセンブル	代表 江藤 睦	
5		国立大学法人 筑波技術大学保健科学部	准教授 井口 正樹	
6		つくば市福祉団体等連絡協議会	会長 後藤 真紀	
7	障害福祉サービス 事業所	つくば総合福祉センター	管理者 篠崎 純一	
8		つくば市社会福祉協議会 （指定一般及び特定・障害児相談支援事業）	相談支援専門員 菅野 慎也	R7. 4. 1～
9		筑峯学園 （指定一般及び特定・障害児相談支援事業）	相談支援専門員 武田 真浩	
10		つくばライフサポートセンターみどりの （指定一般及び特定・障害児相談支援事業）	相談支援専門員 原口 朋子	
11	民生委員	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	東谷田部地区会長 田邊 佐貴子	
12	医療関係機関	茨城県リハビリテーション 専門職協会	地域包括ケア推進室長補佐 飯島 弥生	副座長
13	教育機関	茨城県立つくば特別支援学校	地域支援センター 新谷 幹英	

第3回条例制定プロジェクト会議

資 料

令和7年4月9日（水）

つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）
制定についての懇談会

目 次

- 1 パブリックコメント実施結果報告書（案） p1～12
- 2 つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案） p13～16
- 3 今後の予定 p17

パブリックコメント実施結果報告書（案）

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書（案）

【案件名：つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに
意思疎通の促進に関する条例（案）】

令和7年（2025年） 月
つくば市福祉部障害者地域支援室

パブリックコメント実施結果報告書（案）

■ 意見集計結果

令和7年（2025 年）2月 10 日から令和7年（2025 年）3月 12 日までの間、つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）について、意見募集を行った結果、10 人（団体を含む。）から 57 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数（団体を含む。）
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	10 人
合 計	10 人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 条例全体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	条例案において、視覚障害や学習障害等を含む多様な障害をもつ人が、文書・図表・画像の情報を得られるよう、オルトテキストの付与や、文字データの読み上げ対応などの基準を確立し、職員・事業者向けに周知啓発を徹底する規定を盛り込んでほしい。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
2	庁舎窓口や市のイベントで、タブレット端末を用いた文字拡大や音声読み上げ・遠隔手話通訳などを活用するための計画を具体化し、条例においても推進方針として明文化してほしい。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。

パブリックコメント実施結果報告書（案）

3	条例に、多言語対応ややさしい日本語など、多様な言語的支援を推進し、障害の有無や国籍などにかかわらず誰もが市のサービスにアクセスできるように明文化してほしい。また、防災情報など緊急時にこそ、多言語・やさしい日本語の整備を優先的に図ってほしい。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただくとともに、まずは児童や外国人等にもわかりやすい簡易な表現を用いた「わかりやすい版」の作成と発信や周知に取り組みます。
4	つくば市は国際的な研究都市であり、多様な文化的背景を持つ住民が生活しているので、条例案に、日本語に不慣れな障害者や外国人住民への配慮として、平易な言葉や多言語対応などを盛り込むことを提案する。	2件	条例の内容を多様な背景の市民にご理解いただけるように、様々な形で示していくことが必要と考えています。頂いたご意見は、条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。
5	条例に、防災や災害時の情報発信を拡充する条文を入れ、手話や字幕、拡大文字・音声コードの活用など多様な情報手段を組み合わせることを明記してほしい。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
6	障害者が情報の取得・利用や意思疎通を円滑に行える環境整備の具体的な手段として、統計、文章、画像、図表などの情報提供において、機械判読可能なデータ形式を標準化し、視覚障害者や AI による解析が可能な形式で提供することを明記することを提案する。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
7	他の自治体の事例(例：箕面市など)では、手話通訳者や要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の養成など、多様な障害特性に応じた具体的な支援が実施されている。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただくとともに、他の自治体での取り組みも参考に、施策を進めていきます。

パブリックコメント実施結果報告書（案）

	本条例においても、視覚・聴覚障害者に加え、知的障害、発達障害、肢体不自由、内部障害、高次脳機能障害など、幅広い障害特性に対応した意思疎通支援策を具体的に列挙し、支援者の養成・配置を強化することを提案する。		
8	情報のオープンデータ化を進める上で、データの複合化や書類の紐づけによる個人情報の特定リスクに対する不安を解消する配慮が必要となるので、条例案に、個人情報保護の観点から、匿名化処理や利用目的の明確化、同意取得のプロセスを明記する条項などの追加を提案する。	2件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
9	公文書や統計データで提供するための統ルールを策定し、明記することを提案する また、PDF 等の添付ファイルも含め、全てのコンテンツが機械判読可能かつアクセシブルになるよう、段階的な実施計画を条例に盛り込んでほしい。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきますとともに、可能な限り、多様な情報取得手段に対応した情報発信に努めていきます。
10	デジタル社会を見据えた具体策として、ウェブアクセシビリティ基準(JIS X 8341-3:2016)の遵守を明記し、対象範囲を拡大してほしい。また、つくば市ウェブサイトに対象外となっている PDF や外部サービスも含めたアクセシビリティ対応を進める計画を策定し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 11 条に基づく情報通信技術の活用を	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきますとともに、可能な限り、多様な情報取得手段に対応した情報発信に努めていきます。

パブリックコメント実施結果報告書（案）

	強化することを提案する。		
11	障害者を広範に定義していますが、多重障害の複雑なニーズに対応する具体策が施策の実施に不足している。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただくとともに、具体的な施策については、障害者や障害者の家族等の関係者の意見を伺って進めていきます。
12	この条例は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づいて作られるものと思われるので、この法律名を条例に明記すべき。	1件	本条例(案)の根拠法令はご指摘の通りですが、法令ではその要請に基づく地方自治体への条例制定の義務規定がないため、本文中に法律名は明記していません。
13	条例名が複雑であり、単純に「つくば市情報コミュニケーション条例」としたほうが、さまざまな施策を反映しやすいのではないかと。	1件	条例が制定されることで、障害者による情報の取得利用、意思疎通の促進していくことを示していき、そのうえで条例名に捉われことなく様々な施策を反映できる取組を進めていくことを想定しています。
14	防災の観点はずいぶん入れてほしい。水戸市の同様な条例には「第 10 条2項。市は災害その他非常の事態が発生した場合に備え、関係機関と連携し、障害者が情報を取得するための必要な体制を整備するものとする。」とあり、危機管理課、また現在避難行動要支援者個別避難計画を策定している社会福祉課とも連動して進める必要があるため、この条例にも記載する必要がある。	2件	本条例(案)に明記はありませんが、災害時の情報取得については、関係する担当部署と協力しながら進めていきます。
15	第 8 条を設け、「条例の進捗状況及び施策の効果を確認するために、市民、当事者を含む協議会を設置し、年に一度以上、これを開催する。」という一文を追加することはどうか。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施・検証していきます。

パブリックコメント実施結果報告書（案）

16	条例概要の文字は小さく、A4版 1 枚に詰め込まれて読みにくい。参考に同様の文章で文字が大きくふりがなで、A4版 2 枚にまとめた「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の概要を参照していただきたい。この条例を出来るだけ多数の人に読みやすいよう改善してもらいたい。	1件	条例の内容を多様な背景の市民にご理解いただけるように、様々な形で示していくことが必要と考えています。頂いたご意見は、条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。
----	---	----	---

○ 前文 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「障害者にとって可能な限り」とあるが、「可能な限り」を「障害者も」としてはどうか。「可能な限り」をつけることによって、実現しなくてもよいように解釈される可能性がある。削除してもよいのでは。	1件	「可能な限り」という文言は、法律の文言を引用して制定していますが、実現しなくてもよいという解釈がなされないよう適切な周知啓発に努めてまいります。

○ 定義 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	以下の項目を追加してほしい。 (5) 情報 この条例において「情報」とは、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要とする、公文書（統計、条例、広報等）、教育関連情報（教材、学習支援資料等）、医療・福祉情報、防災・防犯情報、文化・レクリエーション情報、デジタルコンテンツ（ウェブサイト、SNS、電子書籍等）そ	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

パブリックコメント実施結果報告書（案）

	の他社会参加に資するあらゆる内容を含むものとする。これには、視覚、聴覚、触覚その他の手段を通じて取得可能な形式で提供されるものを含む。 また、「意思疎通に係る手段」に多重障害向けの例（触手話＋音声等）を追記してほしい。		
2	「市民」を「市内に在住し、在勤し、又は在学する者」と定義しているが、外国人住民、特に日本語に不慣れな障害者やその家族への配慮が明示されていない。	1件	「市民」には外国人住民や日本語に不慣れな障害者やその家族等、様々な背景を持つ人を含むものと考えています。
3	「ICT を活用したコミュニケーションツール」とあるが、「障害者情報アクセシビリティ：コミュニケーション施策推進法」の「4 すべての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用および情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得しおよび利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること」のように踏み込んだ表現をすることで、具体的には情報通信機器や手段について定期的に見直すといった施策につながると考える。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

○ 基本理念 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「可能な限り」を削除しても良いのではないかと。「可能な限り」をつけることによって、実現しなくてもよいように解釈される	2件	「可能な限り」という文言は、法律の文言を引用して制定していますが、実現しなくてもよいという解釈がなされないよう適切な周知啓発

パブリックコメント実施結果報告書（案）

	可能性がある。		に努めてまいります。
2	多言語対応の理念を追加してほしい	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

○ 事業者の責務 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者差別解消法の改正により、2024年4月1日より事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化された。この法律では、「合理的な配慮」との用語が使用されている。日本語の単純な「配慮」ではなく、障害当事者の権利性を背景に持つ概念である点から、「配慮」を「合理的配慮」あるいは「合理的な配慮」とすべきである。	1件	同法の同条同項が「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とされており、本文中にある「配慮」という文言がこれに基づく配慮とされているため、本文の表記により事業所が合理的な配慮を行わなければならない旨を解釈できるものと考えます。ご指摘いただいたご事項については、条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。

○ 施策の実施 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者による情報の取得利用の情報の定義がないと施策の実施が曖昧になるのでは。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2	災害時の情報保障を具体的に強化する条項を追加してほしい。また、避難訓練での実践やタブレット端末の配備も推進してほしい。手話通訳者・要約筆記者の避難所配置や音声コ	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施・検証していきます。

パブリックコメント実施結果報告書（案）

	ード付き避難マニュアル等を明記してほしい。		
3	施策の実施にあたり、障害児向けの情報提供や保護者支援を追加できるのでは。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
4	多言語資料作成、手話の国際対応などの具体策を追加できる。第2条(2)で「第7条に多重障害者支援の具体策を追加できるのでは。	1件	本条例(案)は市の理念的事項を明確にするためのものであり、具体的な施策については「つくば市障害者プラン改訂版」に基づき、施策を総合的に策定・実施していきます。
5	本条例作成に参考にされた、水戸市と笠間市の条例には、災害の障害者が情報を取得するための体制の整備が明記されている。つくば市においても是非施策に明記して取り組んでいただきたい。	1件	本条例(案)に明記はありませんが、災害時の情報取得については、関係する担当部署と協力しながら進めていきます。

○ 条例に関するその他の意見(要望) について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	条例案の基本理念にある合理的配慮が実効性をもつよう、市民や事業者への意識啓発キャンペーン、研修会等の開催を計画的に行い、条例施行後も具体的な支援策を講じてください。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます、具体的な施策については、条例の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
2	条例の進捗状況や、施策の評価、新たな施策等の動きを確	5件	衆議院の附帯決議は国による取組の位置づけとなります。市では

パブリックコメント実施結果報告書（案）

	認する機関の位置づけが必要では。また、国の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を見ると、第11条第3項で「関係者による協議の場を設けること」とし、実行性を持たせている。また、附帯決議（衆議院）には、「3（略）相談窓口の設置を検討すること」とある。本条例に実行性を持たせることが大切であるので、障害のある人が実際に遭遇する困難を収集するための「協議機関ないしは窓口」を設置していただきたい。		専用窓口設置は考えていませんが、担当部署において、総合的な相談窓口として様々な意見を伺える旨を周知していきます。 また、国で関係者による協議の場を設けることに照らし、市では障害者による情報取得等に資する機器等に関する意見を伺っていきます。
3	この条例をもとに、合理的配慮の助成制度などを活用した、施策を進めてください。	5件	市内にある事業者等を対象とした、障害のある方への合理的配慮の提供に要する費用の一部補助する制度として、つくば市では平成30年度よりつくば市合理的配慮支援補助金が既に実施されていますが、より活用しやすくなるよう、具体的な活用例を示すなど、引き続き周知に努めていきます。
4	条例案の中に、「障害児」への特化や成長段階に応じた支援が明示されていない。障害児は教育や保護者との連携が重要であり、情報取得や意思疎通のニーズが成人とは異なる場合がある。	1件	本文中には「障害児」という文言は明記されていませんが、障害がある未成年の方を含む施策に取り組んでいくことを想定しています。ご指摘いただいたご事項については、施策の実施及び条例の適切な周知啓発を進めていくうえで参考とさせていただきます。
5	知的障害者や外国人などでも、理解できるわかりやすい版（ハンドブック、イラスト版など）の解説を作成してください。	6件	条例の内容を多様な背景の市民にご理解いただけるように、様々な形で示していくことが必要と考えています。頂いたご意見は、条例の適切な周知啓発を進めていくうえ

パブリックコメント実施結果報告書（案）

			で参考とさせていただきます。
6	この条例を制定することで、市に寄せられたコミュニケーションに関する要望が改善されるか、という視点で点検してほしい。例えば「この条例ができることで、こんなことが必要になります」といった案内を庁内各課においても「無関係ではない」ことを周知していくための補助文書があればいいと考える。	1件	庁内各部署に、実際の取組に関することについて文書で周知すると共に説明の場を設けていますが、今後も必要に応じ、全庁的に取組めるよう周知等に努めます。

○ その他条例以外の意見（要望） について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	マイナポータル等利用した告知及びIoT 併用	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2	統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一の策定などに従って機械判読や視覚不自由な障害者でも判読できるような統計、文章、画像、図表などにしてほしい。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
3	条例で進められる機械判読データやオープンデータの拡充に際して、個人情報意図せず関連付けされ特定されるリスクへの配慮を定めるべきです。施策推進とプライバシー保護の両立に向けたルール作りを明確にしてください。	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
4	条例や要綱等において、生成AIを用いた文章だからといって自動的に無効扱いするのではなく、提出者の意思がきちんと反映されているかを確認でき	1件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

パブリックコメント実施結果報告書（案）

	る仕組みを検討し、視覚障がい者や学習障がい者、高齢者、言語的にハンディを抱える外国人・児童などが意見提出しやすくするため、市役所や公共施設に AI 支援の操作相談コーナーを設けるなど、サポート体制の整備が必要。		
5	「AI 使用＝無効」という極端な規定を避け、障がい者、高齢者、外国人等が AI を用いて作成した意見を封殺してしまう恐れを減らし、条例本文または施行規則等に「支援技術を用いて提出された意見を尊重する」旨を明記する。 条例施行後、運用指針・ガイドラインを作成し、本人確認や重複投稿の扱い、AI を使った提出の可否や取扱い、障がい者・高齢者・子ども・外国人へのサポート手段などの事項を整理する。 国や他自治体が進めている著作権やデータリテラシーに関する法制度、アクセシビリティ指針との整合を取りつつ、定期的に指針を見直す仕組みを整える。	1 件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
6	日常生活用具の給付などの市のサービスや市の窓口対応や TXでの視覚障害者ナビゲーションシステムなど先進の試みも紹介して欲しい。	1 件	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

■ 修正の内容

修正はありません。

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに 意思疎通の促進に関する条例（案）

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を
ここに公布する。

令和 年 月 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市条例第 号

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条
例（案）

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得や利用、意思の疎通は欠かせないものであるが、障害者にとってはこれらが困難であることにより、不安や不便を感じる場面がある。また、障害の特性によって生じる障壁だけでなく、障害の特性が周囲に認識されず、障害者に対して適切な配慮がなされない場面もあり、障害者が日常生活や社会生活を営む上で、社会における事物、制度、慣行、観念等の障壁により、活動に参加しにくい状況がある。

つくば市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場で社会のあらゆる分野に参画することにより、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。

これを実現するためには、障害者にとって可能な限り、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段についての選択の機会が確保されるとともに、必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

このような考え方に立って、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人が相互に尊重し合い、誰もが自分らしく生きるま

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに 意思疎通の促進に関する条例（案）

ちを実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合的に実施する施策を定めることにより、もって全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段 手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他の障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段をいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われなければならない。

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに 意思疎通の促進に関する条例（案）

- (1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

（市の責務）

第4条 市は、市民、事業者、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力し、基本理念に基づき施策を実施する責務を有するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることの重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項の規定に基づく配慮を行わなければならないものとし、かつ、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の実施）

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、市が別に定める計画との整合性を図りつつ、総合的に次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段の普及及び啓発に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

附 則

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに
意思疎通の促進に関する条例（案）

この条例は、公布の日から施行する。

今後の予定

- (1) 令和7年（2025年）5月中予定
つくば市議会定例会6月定例会議へ条例最終案を提出
- (2) 令和7年（2025年）6月6日（金）から20日（金）予定
パブリックコメント実施結果の公表
- (3) 令和7年（2025年）6月中、または7月以降予定
条例の公布・施行（議会にて可決後に公布・施行予定）